

令和5年度地域包括支援センターの事業評価結果について

I 地域包括支援センターの事業評価について

介護保険法の改正に伴い、平成30年度から市町村やセンターは実施した事業に対する評価の実施と必要な措置を講ずることが義務化された。評価の実施については、全国で統一した指標を用いることで、全国の市町村及びセンター間の比較による評価が可能となり、国が定めた指標に基づき、市内地域包括支援センターの事業評価を実施した。

1 評価項目

(1) 組織運営体制等

- | | |
|-------------|------|
| ① 組織運営体制 | 12項目 |
| ② 個人情報の管理 | 4項目 |
| ③ 利用者満足度の向上 | 3項目 |

(2) 個別業務

- | | |
|-----------------------|-----|
| ① 総合相談支援業務 | 6項目 |
| ② 権利擁護業務 | 5項目 |
| ③ 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務 | 6項目 |
| ④ 地域ケア会議 | 9項目 |
| ⑤ 介護予防ケアマネジメント・介護予防支援 | 5項目 |

(3) 事業間連携（社会保障充実分） 5項目

2 評価方法

(1) 各地域包括支援センターの自己評価

各地域包括支援センターにて、事業の自己評価を行うとともに、その根拠を記載する。課題と取り組みについては、中項目ごとに記載する。

(2) 行政評価

事業の過程や効果等を市が各地域包括支援センターに対してヒアリングを行い、地域包括支援センターの自己評価及び事業報告を踏まえて行政評価を行う。

(3) 運営協議会にて報告

地域包括支援センターの自己評価及び行政評価を踏まえて、最終的な評価を行う。

3 評価基準

評価	評価基準
3	業務が評価できるものであった。
2	業務が予定どおり遂行できた。
1	業務が遂行できなかった。

※ 2を標準とする。自己評価理由は、すべての項目に対して記載する。

Ⅱ 評価結果

別紙「令和5年度地域包括支援センター評価表まとめ」のとおり。

令和4年度より改善した項目として、⑤介護予防ケアマネジメント・介護予防支援の1項目（小項目48）であった。

評価1のついたものは、②個人情報の管理の1項目（小項目16）、④地域ケア会議の1項目（小項目37）であった。個人情報の管理については、各地域包括支援センターで持ち出し管理簿の作成や記載がされていなかった。また、地域ケア会議についてはスケジュールが市より提示ができていなかったことが影響している。

1 市評価で1（業務が遂行できなかった）の項目について、市として今後の取組
予定

（1）1 組織運営体制等

② 個人情報の管理

小項目16 個人情報の持ち出し管理簿の作成や記載方法を示し、地域包括支援センターで記載を行っていく。

（2）2 個別業務

④ 地域ケア会議

小項目37 今年度、新たに市と地域包括支援センターで市全体の地域課題を話し合う地域ケア会議を行う。地域ケア会議や地域ケア推進会議の開催計画を年度当初に示し、地域包括支援センターと共有する。

Ⅲ 評価スケジュールについて

別紙「令和6年度評価スケジュール」のとおり